

平成30年10月

留学生の皆さんへ

総合研究大学院大学
学務課学生係

本学における資格外活動の取り扱いについて

平成22年7月1日に施行された改正入管法により、「留学の在留資格をもって在留する者で大学又は高等専門学校において教育を受けるものが当該大学又は高等専門学校との契約に基づいて行う教育又は研究を補助する活動に対する報酬」は資格外活動許可の取得対象外とされ、これにより大学との契約に基づいて行うRA・TA・チューター等の業務に従事する際には資格外活動許可が不要となりました。

ただし、皆さん（先導科学研究科を除く）が行うRA・TA業務は、所属大学である総研大ではなく、基盤機関との契約に基づいて行われるものであるため、法務省の指示により、留学生の皆さんには資格外活動許可を取得した上で、許可時間内で勤務を行うようお願いいたします。許可時間は、一週28時間以内（ただし、学則の定める長期休業期間中は一日8時間以内）とされています。

なお、チューター業務に関しては皆さんと総研大大学長との間の契約となっていますので、資格外活動許可取得の対象外となり、勤務時間についても制限外となります。

以上、みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

総研大で報酬を伴う活動に従事する時は・・・

- ・ RA・TA 資格外活動許可を取得する（先導科学研究科を除く）。
- ・ チューター 資格外活動許可は不要。

本件問合せ先：
総合研究大学院大学 学務課学生係
TEL: 046-858-1526/1527
FAX: 046-858-1632
Email: gakusei@ml.soken.ac.jp